

防衛施設庁からの照会（平成13年4月6日）

柔道整復師の施術に係る照会事項

在日米軍に勤務する従業員が傷病休暇を取得する際、柔道整復師が交付する証明書を「医師の診断書」と同様に扱うことについて在日米軍に提案したところ、疑義があるので認められない旨の回答がありました。

要旨は以下のとおりです。

- 柔道整復師が治療を行う診療所は、骨接ぎ、接骨院、鍼灸接骨院、鍼灸整骨院、指圧鍼灸整骨院等様々な名称がある。
- これらの診療所は、骨折、捻挫、肩こり、脱臼、打撲傷、腰痛等の治療を施す。
- また、これら診療所のいくつかは、整骨、カイロプラティック・ケア、鍼灸を含む組合わさった治療を施す。
- このように、柔道整復師が施す治療は多岐にわたり、組合わさった治療を行うため、特定の治療が本当に医学的に必要かどうか判断することが困難である。
つきましては、在日米軍へ再度説明するため以下の点を明確にしたいので、ご回答下さい。

- 1 柔道整復師があん摩、鍼灸等の治療を組み合わせるというのは事実か。
- 2 その場合、証明書が交付されるか。どのような証明書が交付されるか。（実際に交付された証明書の写し）
- 3 医師の診断書に替わるものとして、どのような診療について証明書を交付できるか。法律上、柔道整復師が施術し療養日数を証明できる傷病名と根拠（法令、通知等）

理由：柔道整復師法及び施行令に柔道整復師が施術できる業が明確に規定されていないためです。

在日米軍へは、柔道整復師が証明書を発行できる診療を限定して説明を行いたいと考えてます。

よろしくお取りはからい下さい。

以上